

日本国の“復興”と“自立”への道標

(第二回)バーク哲学の真髄

---美德と叡智の実践による果実としての国家の繁栄---

1. 序---デカダンスの時代とニヒリズムに対する根本的懐疑

「今日の時代はデカダンス（＝虚無・退廃）の時代である」というのが、18世紀のフランス啓蒙思想及びフランス革命以後、今日までの時代の哲学者、政治学者、社会学者などに共通する定型句である。

つまり、彼らによれば、デカダンスの時代の国家（文明社会）と国民（文明人）の精神は墮落し頹廢しているというわけである。

そして、この「デカダンス」とフランス革命思想の人権、平等、人民（国民）主権、博愛（ヒューマニズム）およびフランス革命から生まれた社会主義、共産主義の貧困、搾取、ブルジョワジー（プロレタリアート）、階級闘争、俗世の千年王国（地上のユートピア）、完全デモクラシーなどの概念とが自称社会改良家、自称人道主義者、破壊的改革信仰者らによって結合させられて、革命・革新・改革…などの社会変革の喧伝と実行が繰り返され試されてきたが、デカダンスから脱出できず、その失敗の主因が自由と自由主義にあるかのごとく錯覚させられ、自由を圧殺すべく全体主義イデオロギーへと導かれて行く。

これが、18世紀フランス啓蒙哲学・フランス革命以後の近代思想と世界史の主たる潮流である。

つまり、政治革命、社会革新（改革）のイデオロギーを強行して自由を拘束し圧殺すれば、ニヒリズムやデカダンス（＝虚無感・頹廢・墮落）という病は治療されるにちがいないという「迷信」が今日まで信じられてきたのである。

しかしながら、フランス革命とその後の社会主義・共産主義などの思想の展開の中で、我々人類は、ニヒリズムとデカダンスを引き起こす真の原因について大転倒した虚偽・虚構の中に閉じ込められてきたのではないか？

すなわち、フランス啓蒙思想とフランス革命とそこから生起した社会主義・共産主義のイデオロギーが人間の悪徳そのものであるとすれば、社会の改革・革新・革命という悪徳政治に邁進し、過去と現在と未来の永続性を断絶すればするほど、人間は美德を喪失する存在、かつ時間的・空間的・精神的孤独の存在に還元され、一層重症のニヒリズムとデカダンスに迷い込んでいくのは自明ではないか。

これが本小論の主題とする「根本的懐疑」の内容であり、これを起点としてデカダンスとニヒリズムの本質とそこからの脱出する具体的実践法の解明をエドモンド・バークの保守哲学理論の力を借りて試みるものである。

2. 敬虔と美德の蘇生――エドモンド・バークの保守哲学

フランス啓蒙思想の人間理性の完全性の教義（理性主義・理神論）は、フランス革命における実践的帰結の観点からすれば「害悪の中の最大のもの」であったと言わねばならない。

つまりフランス啓蒙思想とは現実には真実の光に眼を閉じ、真実の声に耳を塞いだ無智と蒙昧の悪徳であったと言うべきである。

バークはこの人間理性の完全性（＝「裸の理性」）の観念を否定し、敬虔、美德および理性織り込み済みの偏見（＝叡智）を哲学の中心に据えた。

そして人間の生の価値を、敬虔と美德と叡智の実践による果実としての個人の幸福と国家の繁栄の両立にあるとした。

■ バーク哲学の古き“偏見（叡智）”

エドモンド・バーク曰く、

「我々は一般に無教育な感情の持ち主であって、我々の古い偏見をすべて捨て去るどころかそれを大いに慈しんでいます。

また、恥の上塗りになるでしょうが、我々はそれを偏見であるが故に慈しんでいるのであり、偏見がより永続したものであればある程、より広汎に普及したものであればある程、一層慈しむのです。

我々は各人が自分だけで私的に蓄えた理性に頼って生活したり商取り引きしたりせざるを得なくなるのを恐れています。

というのも、各人のこうした私的蓄えは僅少であり、どの個人にとっても、諸国家及び諸時代の共通の銀行や資本の蓄えを利用する方がより良いと我々は考えるからです。

我々英国の思索家の多くは、共通の偏見を論破して退けるどころか、そうした偏見の中にある潜在的叡智を発見するために自らの賢察を発揮するのです。

彼らは探し求めていたものを発見した場合には――実際、彼らが発見に失敗することは滅多にありませんが――偏見という上着を投げ捨てて裸の理性の以外に何も残らなくしてしまうよりも、理性を伴った（＝理性折り込み済の）偏見を存続させる方が遥かに賢明であると考えます。

何故ならば、理性を伴った偏見は、その理性と行動を結ぶ動機や、それに永続性を賦与する優しさ（＝暖かい愛情）を含んでいるからです。

緊急事態の場合にも偏見は即座に適用できます。

なぜなら、偏見は、緊急事態に先立って、知力を確固たる智恵と美德の道筋に従わせておくからです。

そして、偏見は決断の瞬間に、人を懷疑や当惑や不決断で躊躇したままの状態で放置しません。

偏見とは人間に美德を習慣とさせるものであり、人間を脈絡のない行為の連続に導くものではありません。正しい偏見を通して、人間の義務は本性の一部に組み込まれるのです。

（邦訳、（ ）内：私、Edmund Burke, “Reflections on the revolution in France”, Dover publications, Inc.p.86. 『フランス革命の省察』、みすず書房、110～111 頁に対応）

■ バーク哲学——“国家=敬虔（教会）・美德（自由）=幸福”の概念

バーク曰く、

「美德によって完成されるべきものとして人間の本性を与え給うた神は、その完成に必要な手段をもお与えになりました。

即ち神は国家を欲し給い、また国家があらゆる完全性の源泉であり、根源的原型であるもの（＝神の意志）と結合することを欲し給うたのです。

彼ら（＝英国国民）は、これこそ神の意志であり、法の中の法、至高の中の至高であると確信しています。

そう確信する彼らは、こうした我々の集合体としての忠誠と尊敬と最高権威としての君主権の承認

---私は、この国家から神への奉納物のことを、ほとんど万人の賛美に値する高貴な祭壇上の奉納物と称し得るものだと申し上げてきました---

を行うことが非難されるべきこととは考えません。

そして彼らは、あらゆる公的かつ厳粛な行為が多く建物、楽曲、装飾、演説、人間の品位の中で行われるのと同様に、忠誠と尊敬と君主権の承認が人類の生得の慣習に従って

---即ち、謙虚な華やかさ、尊大でない威厳、温厚な威風、節度ある壮麗さによって---

行われるべきだと考えるのです。」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p97、上掲邦訳『フランス革命の省察』125 頁に対応）

こうしてバーク保守主義の行動原理は、敬虔（信仰）、美德（慎慮）及びその実践を根源的基礎とするため、バーク哲学における統治（政治）の目的は必然的に、美德と叡智の実践となり、「美德と叡智以外には統治のための資格はない」（『フランス革命の省察』、みすず書房、64～65 頁）ということになる。

■ 美德と叡智の実践力こそ、統治（政治）のための資格である

バーク曰く、

「現実のものであれ、推定に基づくものであれ、美德と叡智以外には（国家を）統治するための資格はありません。

実際に美德と叡智を持つ人なら誰でも身分、境遇、職業、商売の如何を問わず、地位と名誉に至る旅券を神から授かるのです。

・・・素性の知れぬ境遇から高位や権力に到る道は、容易に登れるように作られてはいけませんし、そこへ達する道筋が多すぎてもいけません。

もし、（統治の資格のような）稀少の価値が、すべての稀少なものの中でも、最も稀少であることであるとすれば、その稀少の価値は当然、ある種の（＝美德と智慧の）審査を通過せねばなりません。

名誉の殿堂は高みの上にあるべきです。

もし、その道が美德を通じて開かれている場合でも、美德とはある種の困難と苦闘を通じてその資格を試される以外には決して為し得ないということも心に銘記しておくべきなのです。

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p48、上掲邦訳『フランス革命の省察』 64～65 頁に対応）

3. 不敬虔と悪徳の近代的起源の否定と消去の必要性

さて、このように敬虔と美德（叡智）を根源的基礎とするバーク哲学の行動原理と真逆の思想体系がフランス啓蒙思想であり、神をも恐れぬその教理の実践（＝野蛮と残虐）の起源がフランス革命である。

我々はこのフランス革命の悪徳の歴史的事実を、真逆に転倒して解釈してはならないし、悪徳は決して美德ではない。

すなわち、バーク哲学に従えば、幸福とは敬虔と美德（叡智）の実践の果実であり、統治（政治）の資格とは敬虔と美德（叡智）の所有者だけに存在するのだから、フランス啓蒙思想もフランス革命も「悪徳」と「不正義」でしか

ないのである。

以下、バーク哲学の体系のうち敬虔と美德（叡智）に詳細な考察を加えることにより、フランス啓蒙思想とフランス革命の歴史事実の「悪徳の本質」を分析する。

そして、その考察過程から導かれる結論の総体の中から、我々が「デカダンスの時代」、あるいは「ニヒリズム的な生（生き方）」と呼ぶものの本質とそこから脱出するための手掛かりを発見する冒険にチャレンジしたい。

3.1 理性主義（理神論）という人間の傲慢と愚昧

バークが「神と神の意志（摂理）」と主張する時、現代の我々日本国民の大部分が条件反射して、それを「反理性」、「反啓蒙」、「神秘主義」などと嘲笑して理解しようとする気さえ起こさないかもしれない^(※1)。

（※1）私〔＝ブログ作成者〕は日本国民であり、キリスト教徒でもないから、キリスト教の神が絶対であるとか、他の宗教の神々は云々という次元の議論をしようとしているのではない。どのような民族のどのような神または神々であれ、人智を超えた秩序の概念を信じる謙虚さを持てるか否かが、個人の幸福と国家の繁栄にとって重要であるのではないか、という論旨である。本論文において私〔＝ブログ作成者〕が、バークの“神と神の意志（摂理）”を論ずる時、常にその論旨で一貫している。

しかしながら、フランス啓蒙思想の流布とフランス革命の勃発（17 世紀末頃～18 世紀末頃）以前のヨーロッパでは、ほとんどすべての人間が、神と神の意志（＝摂理と法と秩序）の存在を確信して疑わなかった。

このような人間の謙虚な態度は、19 世紀中葉以前のすべての時代の日本国の祖先の日本神話の神々への信仰、仏教の仏への信仰などについても全く同様であった。

ところが、フランス啓蒙思想は、大胆かつ傲慢にも、小さく弱々しい人間理性を無謬の裁判官とみなし（＝錯覚し）、人間理性によって合理的に論証できない神と神の意志（摂理）や宗教の教義・祭祀はすべて否定されるべきものとみなしたのである。

こうした人間理性の無謬性の思想（その下地は、デカルトの合理主義にある）は「理神論」・「無神論」・「唯物論」を生じさせ、ルソー主義^(※2)・フランス革命の実践へと繋がって行く。

（※2）狂人 J・J・ルソーの思想の狂気への批判については、私〔＝ブログ作成者〕の第一回小論「日本国の“復興”と“自立”への道標（第一回）狂気のルソー主義を破砕せよ！」に掲

載しているため、本小論ではルソー主義に関しては、ほとんど触れない。

さらに、デカルトとフランス啓蒙思想の理性主義の狂信者らは、宗教制度だけではなく、自生的に自然成長した国家や社会の政治と経済の制度に関しても「人間の有益な諸制度すべては意識的な理性の意図的な創造物であり、またそうであらねばならない」（『ハイエク全集Ⅱ-4』、春秋社、7 頁）と主張し始めたのである。

このような理性主義（＝人間理性の無謬性への狂信）の傲慢と愚昧に対して、バーク哲学を継承する、世界最高レベルの真正自由（保守）主義の偉人たちの批判は以下のように痛烈である。

■ 啓蒙の光に吸い込まれると、自生的制度は破壊されて白紙となる^(※3)

バーク曰く、

「貴方がたフランスの文筆家や政治家達、及び我が国の啓蒙一味の全員が、これらすべての点において、我々と本質的に考え方が異なります。

彼らは他者の智恵に全く敬意を払いません。

他方、自分達自身の智恵に対しては、充分すぎる程の自信を持って敬意を捧げます。

彼らにとっては、世の中の仕組みが単に古いというだけで、それを破壊する充分な動機となるのです。

（ところが）新しい仕組みとなると、彼らは、その急造された建物の耐用期間がどれ程あるのかについて、危惧らしきものは何も持っていません。

なぜなら、自分達の時代以前に為されたことは殆どないか全くないと思わず、自分たちの希望のすべては（自らの）新規発見にあると考える連中にとって、その耐用期間など目的ではないのです。

彼らは極めて意図的に、永続性をもたらすものはすべて有害であると考え、またそれ故に、あらゆる既存の制度に執念深い戦いを挑みます。

彼らは、政府（＝政治制度）は衣服の流行のように変更できるものであって、そうしても殆ど害は無いものとするのです。

彼らの考えでは、国家の国体が如何なるものであろうと、（自分達の）目先の便宜感以外に愛着という信条など不要なのです。

彼らは常に以下の内容をさも専門家の見解であるかのごとく口にします。

すなわち、

---彼らと為政者の間にはある種の奇妙な契約が存在し、その契約には相方向

性など何もなく、民衆という権威のみが、如何なる道理も必要とせずにその恣意によって（一方的に）この契約を解消する権利を保有しているのだ---

と言うのです。

彼らにとっては、自国に対する愛情ですら、国家が彼らの移り気な計画のどれかに合致する限りに於ける愛情でしかありません。

つまり、彼らの愛国心とは彼らの移り気な考えに合致する政策の企てとともに始まりともに終わるものでしかないのです。

このような教義、もっと適切に言えば感覚にすぎぬものが、貴方がたフランスの新手の政治家の間に流行っているように思われます。

しかし、それは我々が英国で不断に従ってきた政治理論とは全く異質なもののなのです。」

（邦訳、（ ）内：私、Edmund Burke, “Reflections on the revolution in France”, Dover publications, Inc.p.90. 『フランス革命の省察』、みすず書房、111～112 頁に対応）

（※3）引用文冒頭の（■ 表題）は、私 [= ブログ作成者] がバークらの論旨を端的にまとめたものである。

■ デカルト的設計主義的合理主義（＝個別主義的功利主義）への批判

F・A・ハイエク曰く、

「エルヴェシウスやベッカリーアといったデカルト的伝統を受け継ぐ著者、あるいはベンサム、オースティンから G・E・ムーアにいたるイギリスの後継者たちは、代々続く世代によって進化発展してきた（伝統的な）抽象的ルールに埋め込まれている功利性を探求する（＝発見する）《一般主義的功利主義》（＝法の支配の原理）を、あらゆる行為はすべて予見可能な結果に対する完全な自覚の下で判定されるべきだということを究極的な帰結として要求することになる個別主義的功利主義に変更した。

これはつまり、遂にはすべての抽象的ルールなしで済ますことに向かい、すべての関連する事実を完全に知ったうえですべての部分々々を具体的に整えることによって人間は望ましい社会秩序を手にすることができるのだという主張へ導く考えである。

したがって、ヒュームの一般主義的功利主義が、理性の限界に対する認識に依存しており、抽象的ルールへの厳密な服従から理性の最大限の利用が得られることを期待するのに対して、設計主義的な個別主義的功利主義は、理性に複雑な社会の細部をすべて直接操る能力があるのだという信念に依拠しているのである。」

(『ハイエク全集Ⅱ－4』、春秋社、13頁、〔 〕内：著者、()内：私)

■ あらゆる過去に対する現在の倫理的優越性という理性主義の滑稽さ

ヤーコブ・ブルクハルト曰く、

「人々は、(過去の時代の) あらゆる事柄を、現在の我々が生きてゆく上でどうしてもなくてはならない外面的な生活上の安全度を基準に判断するものであり、また人々は過去を、こうした環境が過去になかったという(現在の) 観点から非難するが、現在においても、安全が、例えば戦時において、一時的に停止するようなことがあると、たちまちあらゆる残虐行為の兆しが現われるのである。

人間の魂も頭脳も、歴史時代に入って向上したと証明することはできない。いずれにしても、もろもろの能力はとっくに完成したものとなっていたのである！

それゆえ、倫理的に向上しつつある時代に生きているという(現在の) 我々の憶測は、敢えて危険を冒している過去の諸時代と比べると、極めて滑稽である。

というのも、そうした時代には理想を目指す意志という何もののにも拘束されない力が、何百という高い塔のある諸方の大聖堂となって天に向かっていくからである。

・・・いずれにしても、ルソー以後の時代になって初めて、自分たちの時代は、過去を一括して、倫理的にこれより優れていると思ひ込むにいたったのであるが、この場合その出発点となったのは言うまでもなく、人間はそもそも本質において善であるという前提であった。

これはまるで、人間の善良さは今日にいたるまで発言の機会を与えられなかっただけであり、もし人間がひとたび力を得るにいたれば、かの善良さが輝かしく姿を現さずにはいないとでも言うみたいである！

人々はこうした考えから〔フランス革命において〕過去全体を相手どって訴訟を起こす権利が自分たちにあるとした。

しかし、己惚れたつぷりに現在のこうした倫理的優越を信じるようになったのは、実によく最近数十年のことなのであり、これらの時代は、倫理的に自分たちより劣っているという点で、(中世のみならず) 古代をももはや例外としないのである。

この場合ひそかに留保されているのは、金儲けが今日では昔よりも容易であり、かつ確実であるということである。このことが脅かされると、くだんの高揚した感情(＝現在の過去に対する倫理的優越感) もまた失われてゆくのである

う。」

(ブルクハルト『歴史的考察』、ちくま学芸文庫、114～115 頁、117 頁、〔 〕内：著者、() 内：私)

■ 神と神の摂理（の観念）の否定はフランス革命を国民の自由と諸権利の否定に帰結させた

ニコライ・ベルジャエフ曰く、

「(フランス) 革命が歩んだ道によっては、人間はかれの権利と自由を実現することができず、幸福に到達することができなかった。

1789 年に革命が人権と市民権の理想に燃え、自由の理想に燃えて動き出したとすれば、1793 年にはあらゆる権利とあらゆる自由の否定に到達した。

革命は自己自身を破壊したのであり、そのさい人間の権利を存在論的に支持するなんらの原理も自己の根底に持っていないことを暴露した。

神を忘却した人間の権利は自己自身を破壊し、人間を決して解放しないことが明白となった」

(『ベルジャエフ著作集 I』、白水社、176～177 頁、() 内：私)

3.2 神慮の深淵——バーク哲学の“道徳的平等”

バーク哲学では、人間の幸福とは、美德と叡智を実践することによって収穫される果実のことを言う。

そして、果実として収穫される高次の幸福が道徳的幸福（＝さらなる実践の目的となるもの）であり、低次の幸福が物質的幸福（＝さらなる実践の手段となるもの）となる。

■ 人間の美德と叡智の実践による果実としての国家の繁栄

バーク曰く、

「美德によって完成されるべきものとして人間の本性を与え給うた神は、その完成に必要な手段をもお与えになりました。

即ち神は国家を欲し給い、また国家があらゆる完全性の源泉であり、根源的原型であるもの（＝神の意志）と結合することを欲し給うたのです。」(上掲)

■ 美德と叡智の実践による果実としての道徳的幸福

バーク曰く、

「彼ら（＝英国国民）は、個人として獲得された高貴さを、智恵と敬虔と美德の報酬としてではなく、〔どうして報酬など求められましょう〕果実たるべきものと常々考えていますし、実際そうであることが多いのです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p102、上掲邦訳『フランス革命の省察』、131 頁に対応）

■ 美德と叡智の実践による果実としての国家の制度（英国）

バーク曰く、

「自由は法と調和するばかりか、それが良く訓練された場合には、法の補完物たることを示すことを通して、専制政治を恥じ入らせてこの地上から退散させた筈です。

抑圧的でなくしかも実りの多い歳入を得ていた筈です。

その歳入を支える繁栄した商業を手に入れていた筈です。

更に（美德・叡智の実践の果実として、）

自由の憲法、

強力な立憲君主制、

規律ある軍隊、

改善され尊敬を捧げられている聖職者、

貴方がたの美德を抑圧するのではなくて導いていく温厚でしかも勇敢な貴族、

そのような貴族を模倣し、貴族の補給源ともなる自由な秩序をもつ庶民、

保護され満ち足りていて、勤勉でしかも従順な民衆

——境遇の如何を問わず、美德によって見出される幸福を追求し、知るよう
に教えられた民衆——

等々を持っていた筈です。」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p35、上掲邦訳『フランス革命の省察』 48 頁に対応）

さらに、バークは、神が人間に与え給うた“真の平等”とは“道徳的平等”であって、「物質的平等」ではないと言う。

文明社会の自由秩序がすべての人間に物質的平等を与えることは理論的にあり得ないし、過去の世界史のいかなる史実にも発見されない。

バークはこの現実を直視し、慎慮して次のように述べる。

つまり、もし物質的平等の達成が、現実的に不可能ならば、「無名」と「貧困」という属性を与えられた“民衆（＝一般大衆）”の大部分の人々は、一体、自分の人生の慰めをどこに求めればよいのだろうか？

換言すれば、“有名”でもなく“富裕”でもない平凡な民衆（それを、一般大衆と呼ぶのだから。）はどうすれば幸福に生きられるのだろうか？

バークは、その解決策こそが、神の意志（摂理）が人間に与え給うた、人類の“道徳的平等”であると言うのである。

即ち、富める者も貧しき者も、己が美德と叡智を実践する限り、その果実としての“尊敬（敬愛）”が、すべての者に平等に分け与えられるのである。

■ 神が与え給うた人間の真の平等は、美德の実践（＝法の遵守）の下での道徳的平等である

バーク曰く、

「実際、人類の真に道徳的平等とはこの美德の中にこそあれ、何か怪しげな虚構の中にはありません。

その虚構は、勤勉であるが無名の人生を歩むように定められた人々（＝一般民衆、大衆）に、誤った考えと無駄な期待（＝物質的平等）を抱かせ、決して取り除くことのできない、あの現実の不平等（＝物質的不平等）をより悪化させ、一層彼らをみじめにするのです。

実際には、現実的（物質的）不平等の状態にある人々対して、文明社会の生の秩序が道徳的平等を定めているのです。

つまり、（勤勉であるが無名の人生を歩む場合のような）質素な境遇に留まらねばならない人々も、彼らより幸福とは言えないが、彼ら以上に名声輝く地位に上昇できる境遇の人々も、両者（＝勤勉の人も名声輝く人も）平等に（尊敬・崇敬という）利益（＝美德の果実）を受け取るのです。」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p35、上掲邦訳『フランス革命の省察』48 頁に対応）

3.3 バーク哲学の国家聖別理論

こうしてバークは、国家（文明社会）を神の意志（摂理）、敬虔、信仰、美德、叡智の織り込まれた聖なる織物（神殿）であると透視することによって、国家聖別理論を形成したのである。

バークの国家聖別理論を要約しておく。

■ バークの国家聖別理論

- ① （永遠不変の）神と神の意志（摂理）に対する敬虔の念が、過去－現在－未来のすべての時代の国民の行為を連続的で繋がりあるものとする。

バーク曰く、

「自分たちが現在所有しているあの宗教体系（＝英国国教会）に根拠を求めることによって、我々は、人類が初期に感受して以来、何時変わらず引き継がれてきた意識に即して行為し続けることになる」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p91、上掲邦訳『フランス革命の省察』、みすず書房 117 頁に対応）

- ② このような観点に立てば、国家は冒涇と破壊から護るべき聖なる神殿とみなされ、国家の内部で国家を護る役割を果たす人々の職務は高貴で価値あるものとして聖別される。

バーク曰く、

「この聖別は、人間を統治する人々、すなわち神自身の人格を意識して人間を統治する人々に、自分たちの職務と目的が高貴で価値あるものであるという観念を抱かせるのです。」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p91、上掲邦訳 117 頁に対応）

- ③ また、「統治する人々が、国家の永続について、希望で満たされるように聖別されるのです。」（同）

それでは、国家と国民が永続的に繁栄するためには、統治者はどのように統治すればよいのだろうか？

■ 統治者は祖先の先例の中に国家の永続性の原理を求めよ

バーク曰く、

「彼らが、つまらぬ目先の金銭や一時的で移り気な大衆の称賛などに頼らず、彼らの本性の中の永続的な部分にある確実で永遠なものや、この世に豊富な相続財産として残された先例の中にある永遠の名声と栄光などを頼りに

するべく聖別されるのです。」(同上)

つまり、バーク哲学においては、国家の諸制度とは、永続的制度であらねばならないから、つまらぬ目先の金銭や一時的で移り気な大衆の称賛など（現在の世代に限定された流行、潮流）に惑わされて、改変・革新・革命が禁じられる。

これは、すべての世代の国民の履行義務であって、選択する権利ではない。

■ 権力の分け前に与っている者はすべて、自らの行為に対する義務を伴う

バーク曰く、

「あらゆる種類の道徳的制度、社会的制度、政治的制度は、人間が神を理解し、敬愛するために必要な理性的で本性的な繋がりを強めることによって、《人間》というあの驚くべき組織体を（人間自身で）確立するために必要不可欠なものなのです。

人間の特権とは、この高度に自己形成する被造物であることにあります。

そしてあるべく高度に形成された人間は、万物の中で重要な地位を占めるように定められているのです。

もちろん、人々の上に立つ人物の場合は特に、より善き本性の役割が重要となるので、その人物は可能な限り、彼自身の完全性へ接近する努力を義務付けられるのです。

自らの自由を確保するためには権力のある一定部分を享受しなければなりません。

権力の分け前に与っている者はすべて、自分たちが信託を受けて行為し、その行動に関して、社会の偉大な主人であり、創造主であり、創始者である一者（＝神）に対して責任を負っているという意識を、畏怖の念をもって強く心に銘記せねばなりません。」

（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p91、上掲邦訳 118 頁に対応）

3.4 日本神話の神々と皇統という法の下にある日本国民の美德と叡智

さて、日本国は日本神話の神々と万世一系の皇統を戴く国家である。

また、日本国民は二千年以上の間、寺社仏閣に神仏を祀り、男系男子の皇統を奉戴し護持してきた歴史を持つ。

それ故、日本国の国体が、バークの祖国である英国の国体とは起源も構成も憲法も異なることは言うまでもない。

だからと言って、日本国にはバークのキリスト教的な国家聖別論は適用不可能と即断できるだろうか？

そのような懸念は本質的に無意味であろう。

日本国の歴史は、天照大御神をはじめとする日本神話の神々に起源し神話の神々と繋がる皇祖皇宗（皇統）を戴きつつ、天皇親政、公家政治、武家政治、立憲君主制を経験し、神道・仏教・儒教の教えを習合し、天皇は国民を知らしめ、日本国民は皇統を畏敬して護持し、寺社仏閣を参拝して尊び、我々のすべての祖先を崇敬する美徳ある国民であった。

そして、日本国は、二千年以上の間、万世一系の男系男子皇統を護持し続けてきた美徳ある由緒正しき国家であり、また日本神話の神々と万世一系の皇統という法の下に過去 - 現在 - 未来のすべての時代の日本国民が連続して繋がっている歴史と伝統の格式ある国家である。

すなわち日本国は、かつてバークの国家聖別理論を正統に体現してきたと言い得る国家であったのである。

例えば、日本国の国体（皇統）の護持と一体の日本国民の忠義と美徳と自由の精神は、明治大帝の御勅諭たる教育勅語に体現されているのでここに掲げておく。

教育に関する勅語（1890 年）

朕惟フニ、我ガ皇祖皇宗、国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。

我ガ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美ヲ濟セルハ、

此レ我ガ国体ノ精華ニシテ、教育の淵源、亦実ニ此ニ存ス。

爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信ジ、恭儉己ヲ持シ、

博愛衆ニ及ボシ、学ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ、

進ンデ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重ンジ、国法ニ遵ヒ、一旦緩

急アレバ、義勇公ニ奉ジ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。

是ノ如キハ、独リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ、実ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所、之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ。

朕、爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶願フ。

明治二十三年十月十三日

御名 御璽

3.5 バーク哲学の真髄——美德を伴う自由

バーク哲学における自由つまり、“真正の自由”とは“美德と一体の自由”のことである。

なぜなら、「美德を伴わない自由」とは「放縦の自由」のことに他ならず、それは必ず、人間から“真正の自由”を消滅させ、人間を国家の隷属へと導く「非自由・反自由」だからである。

■ 自由が美德を伴わないならば、それは反自由の悪徳にすぎない

バーク曰く、

「民衆の代表たる指導者たちが露呈した無能の帰結が、自由という《すべてを贖う美名》の下に、隠蔽されようとしています。

私には一部の人々が実に大きな自由を享受する一方で、大部分とは言わないまでも多くの人々が抑圧的で屈辱的な隷属を被っているのが眼に映ります。

それにしても、知恵も美德も欠いた自由とは何なのでしょう。

それは、およそあり得るすべての害悪の中でも最大のものと言えます。

というのもそれは、教導も抑制もされない愚行、悪徳、狂気にすぎないからです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p249、上掲邦訳『フランス革命の省察』310 頁に対応）

バークが言うように、自由が美德を伴わないならば、それは反自由の悪徳にすぎない。

フランス革命における 1789 年 8 月のプロパガンダ「人権宣言」では「自由、平等、博愛」が（虚偽）宣言されたが、革命政府のいかなる党派・派閥にも、パリコミューン及びその他のいかなるセクション（分区）にも、バーク哲学の“美德を伴う自由”、あるいは“道徳と一体の自由”という真正の自由を理解し、教導した革命家は一人もいなかった。

ここに、フランス革命の醜悪な現実のほんの一端を例示しておく。

【A・ソブール『フランス革命（下）』、岩波新書】

「マラーは次のように反駁した。《過激な手段によってしか自由をうちたてることはできない。諸国王の専制を打ち破るためには、一時的に自由の専制を組織しなければならない時がきたのだ》ダントンが新しい委員会に加わった。」（44 頁）

「(1793 年 6 月 24 日の) 共和暦第一年の権利宣言は、1789 年のそれよりもずっと前進していて、第一條で《社会の目的は共通の幸福にある》と宣言している。

・・・最後に共和暦第一年の宣言は、人民に蜂起権を認めている。《政府が人民の諸権利を侵害する場合、蜂起は全人民、並びその各部分にとって、もっとも神聖で、もっとも欠くことのできない義務である》〔第三十五條〕」（同、52 頁）

「パリ・コミューヌはノートル＝ダムを取りあげ、これを理性の寺院に変え、そこで 1793 年 11 月 10 日に、大市民祭を催した。同月末にはパリ・コミューヌはすべての教会を閉鎖した。非キリスト教化は奔流の勢いで進展した。」（同、73 頁）

「クートンの報告にもとづいて出された 1794 年 6 月 10 日の法令は、恐怖政治を単純化した。・・・革命の敵の定義は著しく拡大された。《問題は彼らを罰することよりも絶滅することである。》

第六條は、人民の敵とみなされる人々のいろいろなカテゴリーを列挙している。《愛国主義を迫害し、・・・、共和国の自由と統一と安全とを傷つけ、それを強固にすることを妨げようと努めた者》がそれである。

熱月九日に、パリで拘留されていた反革命容疑者の数は、8 千、全フランスでは約 9 万と見積もられている。

革命裁判所とさまざまな特別裁判所とで宣告された死刑の数は、16,594 にものぼった。

・・・したがって恐怖政治は本質的に政府の掌握する、叛逆者と売国奴にたいする、国家と革命の防衛手段だったのである。」(同 96～97 頁)

「ロベスピエールは・・・1794 年 5 月 7 日の演説・・・をおこなった。

《市民社会の唯一の基礎は道徳である・・・。徳性が共和国の精髓であるように、背徳は専制の基礎である・・・。

したがって正義という不易の基礎の上に静かに座し、公衆道徳を振るい起し給え。勝利を得るのはよい。しかしとりわけ悪徳を虚無の中に沈ませ給え。》」(同、104 頁)

【マチエ『フランス大革命（下）』、岩波文庫】

「ロベスピエールは 8 月 25 日ジャコバン・クラブにおいて、《革命をすすめるために設置された裁判所が許すべからざる緩慢さで革命を退行させてはならない。裁判所は犯罪と同じ位積極的でなくてはならないし、いつも犯罪と同水準になくてはならない》と述べた。」(130 頁)

「10 月 12 日に公会は・・・次のように可決した、すなわち、《リヨン市は破壊されよう。

金持ちが住んだ家宅は一切破壊される。

貧乏人の家や惨殺されたり、放逐された愛国者の家宅、及び特に工業に使用された建物や、人類と教育にあてられた記念の建造物だけは残されよう》と。

(リヨンの反乱の) 集団裁判が始まった。

・・・ギロチンの処刑ではのんびりすぎると判断されて、その代りに銃殺と一斉射撃が行われた。霜月第十四日に、死刑の宣告をうけた 60 人の青年はブロットー平野で大砲の前にさらされた。

その翌日同じ場所で、208 人の死刑囚が、霜月第十八日には 67 人、第二十三日には 32 人が銃殺された。

ようやく雨月第二十二日〔1794 年 2 月 10 日〕になって銃殺が中止された。パラン委員会は 1,667 人の死刑を宣言した。」(同、137 頁)

「西部の内乱は残酷な戦争であった。

・・・アンジェの軍事委員会は雪月第三日にドウエ市において、69 人の反乱者を、その翌日には 64 人を、・・・203 人を、・・・同二十三日〔1794 年 1 月 12 日〕にはアンジェで 100 人を銃殺させた等々。」（同、138 頁）

「囚人となったヴァンデ人は数百人ずつ、また数千人ずつナント市へ流れ込んだ。彼らがつめこまれた牢獄の中で、突然チフスとコレラが発生した。看視の任務に就いていたナント市民も伝染病が襲う恐れがあった。

この時牢獄の片付けを早くするために、カリエは溺死刑を組織した。

あらかじめ舷側に窓が取り付けである運送船とか、渡し船に、・・・僧侶を、次にヴァンデ兵を積み上げ、ロワール川の真ん中にこの人間の積荷を引いて行き、舷窓を開いて、川の中に飲み込ませた（＝沈めた）。

・・・しかし、確かなことは、この恐怖は当時においても、食料の欠乏に悩んでいるナント市民には、何等の感動をも起こさなかったことである。

・・・カリエに対する非難は、彼の派遣使命の終り頃---大量処刑がこの町の健康をおびやかした時に---になって、ようやくあらわれた。

溺死刑は、できるだけ少なく見積もっても、2,000 人を犠牲にした。

軍事委員会は、・・・4,000 人のヴァンデ兵を銃殺させた。」（同、139～140）

【ルネ・セディヨ『フランス革命の代償』、草思社】

「ロベスピエールは、自分では忘れてしまったが、憲法制定会議で死刑の廃止を提案していたのである。

しかし議会は、1789 年 10 月、市民にも平等に斬首刑を受ける権利があると布告するほうを選んだ。

・・・ギロチンがたえまなく働き続け、多いときには連日五、六十人の犠牲者が荷馬車で運ばれてきた。

・・・パリでは、革命裁判所が活動を始めた 1793 年 3 月から、〔テルミドール九日のクーデタ〕でロベスピエールが没落する 1794 年 7 月までに、1,862 名が処刑された。

テルミドール後の処刑まで含めると最終的には 2,639 名が犠牲となった。」（26 頁）

「反革命家が隙をうかがっているところでは、公安委員会から派遣された委員が競って撲殺にのり出した。

・・・フレロンはそこで一日に 200 人の首を斬り落としたことを自慢した。

《すでに 800 人のトゥーロン住民が銃殺された。共和国はそれにふさわしいやり方で復讐をとげたのだ。》と、彼はこともなげに宣言している。

《サン＝キュロット》市民たるプルトゥス・ボナパルト〔リュシアン〕は、シャン・ド・マルスの集団銃殺後、国民公会に送った声明のなかで、《年齢も性別も問わなかった》、《共和国の大砲で死ななかった者どもは、自由の剣と平等の銃剣でこま切れにした》と誇らしげに説明している。

バラスはマルセイユで死刑宣告を乱発したことを自慢した。」（同 27 頁）

「《ヴァンデーはもはや存在しない。

女子供もろとも、われわれの自由の剣のもとに死んだのだ。

私は彼らをサヴネの沼に葬った。

子供たちを馬で踏みつぶし、女たちを虐殺したから、野盗が生まれることもない。

囚人を一人でも残したと咎められるようなことはしていない。

すべて処分した。

・・・道という道は死体で埋まっている。

死体が多すぎるので何カ所かではピラミッドのように積み上げねばならなかった。》

フランソワ・ウェステルマン将軍は、自らの武勲についてこう報告している。

彼の行為は国民公会の指示にそったものであり、公会は 1793 年 8 月 2 日の布告により、当該地方全体を組織的に破壊し、収穫物を含めてすべてに火を放ち、反乱者を殺戮するよう命じていた。

ジェノサイドと言わねばならないのだろうか。

この言葉は 1944 年に初めて使われたもので、しかもユダヤ人の悲劇を意味するために作られた言葉である。」（同、28～29 頁）

これが、フランス革命の人権の実践の帰結であり、「人権宣言」の「反自由（悪徳）」の醜悪な実体であり、革命家の「無謬の理性主義」の政治的实践による惨劇であった。

言い換えれば、「無（理）神論」、「無宗教」、「反自由の悪徳」、「唯物論」、「人民主権」、「人権」、「平等」、「博愛（友愛）」、「全体主義デモクラシー」などの革命原理の政治的帰結である。

■ 日本国内のデマゴギー「フランス革命美化神話」は棄却される時

ルネ・セディヨ曰く、

「死者 200 万人。これが、大革命と帝政期における諸戦争でフランス一国が払った代償だったようだ。

・・・200 万人というのは、史上最も死者が多かった二つの戦争、すなわち第一次世界大戦と第二次世界大戦でのフランスの犠牲者を合わせた数にほぼ匹敵する。しかし、この犠牲者数が人口約 2,700 万人の国民にふりかかるときには、（二つの大戦時の）4,000 万人の国民にふりかかるよりずっと重大な意味を持つのである。」（ルネ・セディヨ『フランス革命の代償』、草思社、12 頁）

「（これまでに分析した）大革命と帝政期の人的損失をもう一度足し算してみよう。

1800 年までの戦争における死者が 40 万人、ナポレオン戦争で 100 万人、内乱で 60 万人、念のため付け加えるならさらに断頭台での死者もいる。

総計 200 万人が死んだのである。」（同上、33 頁）

【補足】人間の権利（人権）の誤謬について

法・伝統・慣習などのルールに支配された文明国家（社会）の中で、自然権に基づく野蛮な「人間の権利」を主張すれば、文明人（国民）の秩序を保つ国法（憲法）と自然人（野蛮人）の放縦は必然的に衝突するのは自明の理である。

即ち、自然権に基づく、（裸の）「人間の権利（人権）」の主張とは、文明国家の国民の自由と諸権利を攻撃する凶器（矛）でしかない。

文明国家（社会）の国民の自由と諸権利を真に擁護する砦は、国民による法・伝統・慣習の遵守であり、この法の遵守義務において、文明国家の国民は美德（道徳）と義務を磨かねばならないのである。

■ 人間の真の諸権利（＝法の下の国民の自由と諸権利）

バーク曰く、

「彼らは《人間の諸権利（人権）》があると主張します。

彼らの主張によれば、人権に反する如何なる時効の権利もあり得ず、人権に反する如何なる合意も拘束力を持ち得ません。

彼らの主張する人権には、どんな抑制も妥協も許されません。

彼らは、自分達の要求を僅かでも制限するようなものは何であれ、欺瞞と不正としかみなしません。

彼らは人間の諸権利（人権）を主張しますが、（我が国の）政府が長期間継続してきたという事実や統治が正義に適った寛容あるものであったという人権に反する事実の中には、決して（国家の）安全保障を期待しようとはしません。

これらの空論家達にとっては、もし自らの主張する人権理論と自国の国体とが合致しないならば、たとえ政府がどんなに古来から継続してきた有益なものであっても、そのような政府に対する彼らの異議は、凶暴極まりない専制政治や最近起きたばかりの（王位の）篡奪政治（＝フランス国民議会の政治）に対する（我々の）異議と同程度に有効である、などということです。

彼らは常に政府と事を構えます。

そしてその論争はいつも権力の悪用の問題に関してではなく、権力の資格の問題と権力の根拠の問題に関してなされるのです。

私は、彼らの政治的思弁哲学の下手な小細工に関しては、言うべきことは何もありません。

そういったことは、彼ら哲学一派の内輪で好きなだけさせておけばよいのです。

---「ソコデ、ソノ館デ得意気ニナルガヨイ、風神ヨ、風ノ牢獄ノ錠前ヲ下シテ、ソコデ支配スルガ良イ。（ヴェルギリウス『アエネーイス』）」---

ただし、彼らに対しては、レヴァントの東風が為した如く、牢獄を壊して突風となり、その大嵐で大地に荒れ狂い、大海原の源泉部を破壊して、大水が我々を飲み込むことがないように注意せねばなりません。

〔私の人々に諸権利を与えたり、与えなかったりする力が仮にあったとしても〕私は人間の真の諸権利を理論上否認するつもりは毛頭ありませんし、同様に、実際的にもそれらを人間に与えなくてもよいなどという心情は全く持っておりません。

彼らの誤った諸権利の主張を否定する場合でも、彼らの主張する偽りの諸権利によって、完全に破壊されてしまうであろう真正の諸権利を害する意図など私にはありません。

文明社会というものが人間の利益に合致するように形成されているならば、そのために形成された利益すべてが人間の権利となります。

つまり、文明社会とは慈善の制度なのであり、法とは、文明社会を支配して作用している最良の慈善の制度そのもののなのです。

（それゆえ、文明社会の）人間は、法の支配の下において（のみ）生きる権利を持っています。

（文明社会の）人間には、彼らの同胞のうちの誰に対しても、同胞が公的職務に就いているとか通常の職業を営んでいるとかに関係なく（法の支配の下、公平に）正義を要求する権利（＝裁判を受ける権利）があります。

また、(法の支配の下に、) 自らの勤勉の成果を享受し、自らの勤勉を有益ならしめるための手段を用いる権利があります。

さらに、自らの両親が獲得したもの(＝相続財産)、子孫の育成と向上に資するもの(＝子孫の繁栄のための投資・遺産)、人生に関する教え(＝教育)、死ぬということに関する慰め(＝信仰)等々に対する権利があります。

何事にせよ各人が、他者の権利を侵害することなく、

個々になし得ることがあれば、彼らには自分でそれを為す権利があります。

また(文明社会の)人間には、社会が彼の利益となるように、あらゆる技能と力とを結合して提供してくれるものすべてに関して、公平な分け前を要求する権利があります。

この(文明社会という)共同体においては、すべての人間が平等な権利を保持していますが、それは物質的平等に対する権利ではありません。

(文明社会という)共同体にたった 5 シリングしか出資していない人間でもその 5 シリングに対する十分な権利を保持しています。

それは、500 ポンドを出資した人が、5 シリングを出資した人より大きな分け前に与る権利を持っているのと同じなのです。

しかし、共同の資産から生み出された物について、物質的に平等な配分に与る権利は持っていません。

(邦訳、() 内：私、[] 内：バーク、上掲英文 pp55-57、上掲邦訳『フランス革命の省察』、みすず書房、74-76 頁に対応)

■ フランス革命における人権

ハンナ・アレント曰く、

「フランス革命における人権の複雑さは多方面にわたっている。

そして人権に対するバークの有名な反論は、時代遅れなものでも《反動的》なものでもない。

人権宣言がモデルにしたアメリカの権利章典と異なって、フランス革命における人権は、人間の政治的地位ではなく、人間の自然に固有の基本的・実体的権利を明らかにすることをその目的としていた。

そのようなものとして、この人権は実際、政治を自然に還元しようとしたのである。

これと反対に、(アメリカの)権利章典のほうは、あらゆる政治権力に対する永久的で抑制的な統制を設定することをその目的にしており、従って、政治体の存在と政治権力の機能を前提にしていた。」

(ハンナ・アレント『革命について』、中央公論社、114 頁)

3.5 美德を伴う自由の実践理論

さて、我々はどのように行動すれば、美德を伴う自由を実践できるのであるか。

以下に挙げる理論が、バーク哲学（保守主義）における、美德ある自由の実践理論であり、正統の自由主義理論である。

■ 王位継承法の護持が、国民の自由と諸権利を世襲化する

バーク曰く、

「この権利の章典は、我々の憲法の礎石であり、それを補強し、明徴し、改善して基本原理を永遠に確定したものです。

それは《臣民の権利及び自由を宣言し、王位継承を定める法律》と呼ばれています。

ここからもお判り戴けるように、これら臣民の諸権利（及び自由）と王位継承とは一体のものとして宣言され、双方が不可分に結びつけられているのです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p14、上掲邦訳『フランス革命の省察』23 頁に対応）

「この法令（＝1701 年の王位継承法）もまた、（権利の章典と）全く同じ原理に則って、我々の自由と（王位の）世襲継承を一つの法令の中で結合させるものでした。

彼ら立法部は、我々の統治者を選ぶ権利どころか、その血統〔ジェームス一世より発するプロテスタントの血統〕内での継承こそ《我が王国の平和と静謐と安全のために》絶対不可欠であると宣言したのです。

また、《英国民が自らの保護を安んじて委ね得るために王位継承の確実性を維持する》ことが彼らにとって同じく肝要であるとも宣言したのです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p14-15、上掲邦訳『フランス革命の省察』24 頁に対応）

「我々の自由を世襲の権利として規則正しく永続させ、また聖なるものとして保持すべき筋道ないし方法としては、経験上、世襲の王制しか考えられません。（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p14-15、上掲邦訳『フランス革命の省察』33 頁に対応）

■ 自分自身の自由が祖先からの相続財産であると意識して行動する

バーク曰く、

「我々は、・・・自らの自由を相続財産として考えることによって・・・多大の利益を有する原理・・・を導き出してきました。

あたかも列聖された祖先が見ているかのように意識して何時も行動するならば、それ自身としてはルールから逸脱したり過度になったりしがちな自由の精神も、畏怖すべき威厳によって中庸を得るようになるものです。

そして、(自分が) 中庸を得た自由の家系の子孫なのだと考えることで、英国国民は常に英国固有の尊厳を意識するのです。

そしてこの意識が、どのような名声であれ、それを最初に獲得した人々に、ほとんど不可避免的に付きまとって彼らの品位を汚してしまう、あの成り上がり者的な尊大さを自制するのです。

このような方法で、英国国民の自由は高貴な自由となり、堂々として荘重な自由となるのです。

我々の自由には家系図があり、それを証拠立てる祖先がいます。

我々の自由には紋章も紋章旗もあります。

そして肖像画廊も記念の碑銘も記録も証拠も称号もあります。

我々は、個々人をその高齡の故に、また祖先であるが故に尊敬すべきことを当然のこととして学びますが、我々はまさにその原理によって、国家の諸制度に対する尊敬の念を抱くのです。」(邦訳、() 内：私、上掲英文 p32、上掲邦訳『フランス革命の省察』45 頁に対応)

■ 自由の外的侵害と同時に内的腐敗にも警戒すること

バーク曰く、

「自由という宝物を、単に(他者からの) 侵害に対してだけでなく、(自己の内部からの) 衰退や腐敗に対しても用心深く注意して警戒することこそ、最善の叡智であり、第一の義務である」(邦訳、() 内：私、上掲英文 p52、上掲邦訳『フランス革命の省察』69 頁に対応)

■ 古き“偏見(叡智)”は道理に適った自由の源泉である

バーク曰く、

「我々は神を畏怖します。

畏敬の念を持って国王を仰ぎ見ます。

議会に対しては愛着の念、

判事達に対しては義務の念、
聖職者に対しては崇敬の念、
貴族に対しては尊敬の念を持って仰ぎ見るのです。
何故でしょうか。

それは、心の前にそうした観念が現れる時、そのように心が動かされるのが当然だからです。

また、それ以外の感情はすべて嘘偽りであり、精神を墮落させ、根本的道德を損なわせ、我々を道理に適った自由に不向きにさせるからです。

さらに嘘偽りの感情は、奴隸的で放蕩で恥知らずの尊大さを、我々にとって（あたかも生涯の中）のほんの数日の休暇の間だけに為される低級な悪ふざけであるかのように思わせておいて、（実際には）我々を全生涯にわたって奴隸状態に完全に適した、まさしく奴隸状態の値打ちしかない人間にしてしまうのです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 pp85-86、上掲邦訳『フランス革命の省察』110 頁に対応）

■ 国家の法を遵守する義務が“美德ある自由”と“正義”を結合する

バーク曰く、

「私は政策を正義から分離するのは殆ど不可能に近いと考えます。

文明社会においては、正義それ自体が偉大な永続的政策なのです。

如何なる事情があっても、正義から著しく逸脱するなら、それは政策とは全く言えないと疑われるのです。

人々が現存の法によって一定の生活様式に入るように促され、法によって占拠された状態にある場合、

---つまり、人々が自分の思考や習慣をすべてその生活様式に順応させ、その法によって長年の間、人々がその生活様式の規則を厳守することを自らの名声の根拠とみなし、あるいは、その生活様式から逸脱することについて刑罰をも含めて自分の不名誉の根拠であるとみなしているような状態の中で、（法により）保護されている場合---

には、立法部が恣意的な法令を定めることによって人々の思考や感情に突然の乱暴を加えようとしたり、人々を威厳や地位から品位を貶めたり、かつては人々の幸福と名誉の基準とされていたあの品性や慣習に対して、恥辱と不名誉の汚名を着せたりするならば、私は確信を持ってこの立法部は不正であると考えます。

もしこれに加えて、人々が住居から追い払われ、財産のすべてを没収されたとするならば、人々の感情と良心と偏見及び所有権を獲物とするこうした（人

民による)専制的狩猟と、極悪非道な(君主による)暴政とを、一体どうすれば区別できるのか、私には解りません。」(邦訳、()内:私、上掲英文 pp157-158、上掲邦訳『フランス革命の省察』195～196 頁に対応)

■ 国家という制度と国法を、祖先—我々—子孫すべての国民の相続財産として、敬意と慎慮を以て取り扱うこと

パーク曰く、

「国家と法を聖別するための第一番目の最重要の原理の一つは、国家と法の一時的な所有者であり、一時的な生の間借り人(でしかない現存の国民)が祖先から受け取ったものや本来子孫に属すべきものに心に留めなくて、あたかも(現存の)自分たちがすべての完全な主人であるかのように行為してはならないということです。

即ち、現存の国民は自らの社会の根源的な構造全体(＝国法・基本法)を恣意的に破棄することによって、限嗣相続の制限を解除したり、相続財産を浪費したりする権利が自分たちの内にある、などと考えるのはならないのです。

そして、もしそうしたことが行われるならば、現存する国民は自分たちの後続く子孫たちに対して居住すべき国家ではなく、廃墟と化した国家を遺すことになるでしょうし、祖先たちの諸制度を自分たち自身が殆ど尊重しなかったのと同様に、子孫たちに対して自分たちの考案した制度も殆ど尊重しなくてよいと教えることになるでしょう。

移ろいやすい気まぐれや流行の数と同じほど、頻繁、大量かつ多様な手段で国家を変革しようとする、この無原則的安易さによって、国家の継続性と連続性はすべて破壊されてしまうでしょう。

およそどの世代も他の世代と繋がることは不可能になるでしょう。

(そうなれば)人間は夏の蠅と殆ど変わらないものになってしまうでしょう。」(邦訳、()内:私、上掲英文 p94、上掲邦訳『フランス革命の省察』121 頁に対応)

3.7 抽象的概念の政治的实践は「悪徳」に帰結する

3.7.1 パークの国家に対する愛情と人間に対する愛情

パーク哲学における“国家に対する愛情”や“人間に対する愛情”という概念は、フランス啓蒙思想やフランス革命の革命家たちが連呼する「愛国心(祖国愛)」や「人類愛(友愛)」とは似て非なる概念であるため注意が必要である。

■ 国家への真の愛情は、家族などの小集団への愛情と尊敬から生じる具体的義務の実践から始まる

バーク曰く、

「名門でありながら性質が荒々しく不満の多い人々は、個人的な自負心と傲岸さで逆上せ上れば上るほど、自分が属する身分の人々を誰彼となく軽蔑するようになっていくものです。

彼らが利己的で邪悪な野心を顕わす最初の兆候の一つは、彼らが他者と共有している尊厳を恥知らずにも無視することです。

社会の中で自分が属している小さな一画（＝家庭、近隣、…）に愛着を持つこと、その小さな一隊（＝家族、隣人…）を愛することが公的愛情の第一の動機「言うなれば萌芽」なのです。

それこそが、我々を導いて、（さらに大きな）国家への愛情、人類への愛情へと進ませる長い連鎖の最初の輪なのです。」

（〔 〕内：バーク、邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p44、上掲邦訳『フランス革命の省察』、60 頁に対応）

バーク曰く、

「我々は、国家に対する愛情を己が家族の中より始めます。

冷たい親戚である人が熱烈な国民たることはありません。

我々は次いで隣人に、そして（革命政府の用いる算術や幾何学によってではなく）慣習によって定まった各地方の人間的繋がりへと進みます。

そうしたものは、いわば宿屋であり、休み場なのです。

支配権力の唐突な一捻りによってではなく、慣習によって形成された我が国のそうした諸地方は、それぞれ、かくも多く、偉大な国土の小さな擬似を示してくれます。人間の魂はその（身近な小さな場所の）中にこそ、自らが貢献し得る何事かを見出して来たのでした。

しかし、国家全体への愛情から見れば下位に属する（特定の）小団体への偏愛によって、全体への愛情が消滅してしまうことはありません。

むしろそれは、より高次の、より広汎な関心を涵養するための一種の基礎訓練となります。

こうした訓練によってのみ人々は、自分自身の利害に対するのと同じように、フランス程に広大な一王国の繁栄にも心を動かされるようになる（＝国家への愛情が生まれてくる）のです。」（邦訳、（ ）内：私、上掲英文 p199、上掲邦訳『フランス革命の省察』、249 頁に対応）

すなわち、バークによれば、国家に対する真の愛情とは、家族に対する愛情から始まらなければならない。

家族への愛情は、家族への尊敬を伴う。

その愛情と尊敬は、家族のために自分が果たすべき具体的義務（責任）を意識させ、実践に移させる。

だから、小さな集団である家族・親戚・隣人・会社・ムラ・自治体・・・等において具体的義務を実践する領域を拡大してゆくという踏むべき実践過程を一気に飛び越えた「愛国心」や「人間愛」は、抽象的観念の域を出ず、美德と叡智の実践としての具体的内容（内実）を持ち得ない。

それ故に、実践手段を知らない抽象的観念を現実政治に導入すれば社会に害悪を生み出す原因となる。

このバークの論理は、フランス革命の革命家たちの具体的な悪徳行為（＝歴史事実）と、その理念たる人権・（悪徳の自由）・平等・博愛（友愛）・寛容・人民主権・ヒューマニズム（人間主義）・理性の完全性・共和国・・・などの一般的・抽象的観念との間に生じた深い亀裂（＝大矛盾）の本質を捕捉している。

例えば、19 世紀のマルクス主義（あるいは共産主義）においても同じで、階級心理や階級意識という、現実社会の構造・構成を歪曲した抽象的観念に基づく暴力革命理論とその実践たるロシア共産革命の惨劇も全く同じ原理を悪用した結果である。

なぜなら、文明社会とは、生れ（地位・身分）・教育・職業・寿命（年齢）、居住環境・私有財産など多様な人間が交々織りなす複雑な織物であるのに、そのような人間を抽象的に単純化した等質な階級に区分して、そのような階級に階級心理や階級意識があるとするのは、現実を歪曲した虚偽・虚構にすぎない。

そもそも、マルクス主義の唯物弁証法の運動の原理が、このような合理主義的「心理学」に根拠を置いていること自体が滑稽であろう。

■ 文明社会の文明人の統治は抽象的概念・幾何学的算術では不可能である

バーク曰く、

「古代共和国を形造った立法者たちは、彼らの仕事（＝統治）が労多きものであって、学生風形而上学や物品税評価吏（員）用幾何算術などと同程度の道具では到底遂行できないということを知っていました。

・・・彼らは市民を相手とせねばならず、社会生活の様々な事柄を通して伝えられているあの習慣の働きを学ばざるを得ませんでした。

・・・生まれ、教育、職業、寿命、都市に住むか否かに住むかの違い、各人が財産を獲得維持する方法の違い、それも財産の性質による違い、等々からして人間の多様性が発生してくること、・・・等を充分感じていました。

この理由から彼らは、市民たちを、各々の特殊な習慣という点から見て、置くのに適当と思われる階級に編成し、しかも国家内で彼らに相応しい境遇に置く必要がある、と考えました。

さらに彼らに対して、それぞれ特殊の場合に応じて必要なものが保証されるような固有の諸特権

---複雑な社会には必ずや存在して互いに競い合わずにはいない多様な利益が惹き起す衝突の中で、各階級を保護し得る力をそれぞれに賦与してくれる筈の諸特権---

を割り当てねばならない、とも考えました。

・・・立法者たる者は、彼自身の同族の家計維持者、差配者、牧者なのですから、その彼が夢のような形而上学者にでも昇華したつもりになって、自分の（同族の）群れについては、（抽象的）人間一般であること以外には何も知るまいと決意したとなれば、彼は恥じて当然ではないでしょうか。

モンテスキューは、古代人の大立法者たちがその力を最大限に示し、己が力以上に高く飛翔しさえしたのはこの市民の区分けにおいてであった、と真に正当にも見て取りましたが、彼がそう述べたのは上の理由からでした。

・・・階級区分はすべて、（慣習等に従って）旨く行われてさえいればあらゆる統治形態にとって善きもので、・・・およそ共和制というものに実効性と永続性を賦与する上で必要な手段であると同時に、専制支配の行き過ぎに対しても強力な障壁となります。」

（『フランス革命の省察』、みすず書房、233 頁に対応）

さらに、人生の苦悩とは、貧困だけではない。

人間には、物質的な苦悩だけでなく精神的な苦悩もある。

故に、「富裕者は幸福、貧者は不幸」という抽象的観念は誤謬である。

それゆえに、バークは人間が苦悩に対する宗教的慰めを必要としている場合には、権力・富・身分・職業などを問わず、すべての人間に“道徳的平等に”宗教的慰め（＝キリスト教的慰め）が施されるべきであると言う。

■ 宗教的・精神的な慰めに差別は許されない

バーク曰く、

「我が国のキリスト教的政治家たちは、何よりも先ず、大衆への配慮を行います。

というのもそれが大衆であって、従ってまたかかるものとして教会制度その他一切の制度の第一目的だからです。

福音が貧者に向かって説かれたという事情こそ、その真の使命の偉大な証明の一つであると彼らは考えています。

・・・しかしまた彼らは、キリスト教的愛は何らか特定の職業階級の人々に対してとは限らず、それを必要とするすべての人々に向けられねばならないと知っていますから、悲しみに満ちた上流人の苦しみに対して然るべく配慮する憐憫の感覚を失うことはありません。

たとえ後者に傲慢不遜の臭気があるからといって・・・彼らが手当てを拒絶するといったことはありません。

・・・イングランド民衆は、上流人に対しても、宗教的教導と同じく慰めが必要であることを納得しています。

後者もまた不幸な人々のうちなのです。

上流人も個人としての苦しみと家族の悲しみを感じます。

・・・往々にして真に不幸なこれら我が同胞は、この地上では希望も恐れも知らない精神に君臨する陰鬱な虚空を満たすべく、何らかキリスト教的愛の施物を必要としています。

彼らには、なすこととて何もない人々が死ぬほどに感ずる倦怠と過度の物憂さを救う何ものかが必要なのです。

金銭で購われるあらゆる快樂に付き纏う気の抜けた飽満の只中であって、生き抜くための欲求をあおる何ものかが必要なのです。」(『フランス革命の省察』、みすず書房、129～130 頁に対応)

4. 統治の資格は、美德と叡智以外にはない

バーク哲学において、政治とは美德の具体的実践である。

国家とは、聖別されるべき建物であり、祖先からの相続財産であるから、国家の制度を改善する場合でも、美德と叡智によって、尊敬と慎慮の念を抱きつつ行われるべきである。

二千年の歴史を持つ日本国(＝すべての祖先の遺産)の「解体」や「リセット(白紙)」や「使い切り」を公然と掲げる政党の政策綱領などは、読めば一目瞭然であるが、抽象的観念的であり実践的具体的内容をほとんど持たない。

それらの政治的実践の帰結については、既に考察してきた通りである。

バークのフランス革命(革命家)に対する批判をいくつか挙げておく。

■フランス革命（革命家）の本性

（恣意・無責任・傲慢・不遜・敵意・破壊・便宜・移り気…）

バーク曰く、

「頑迷さや盲目極まる偏見の害悪などより更に一万倍も悪い、動揺と移り気の害悪を回避するため、我々（英国民）は国家を聖別し、何人といえども然るべき注意無しには国家の欠点や腐敗を覗きに近付かないようにしました。

また、何人も国家の改革をその転覆から始めるなど決して夢見たりせず、国家の犯した誤謬に近づくにあたっては、さながら父の傷に対する如く、敬虔な畏怖と慄えながらの憂慮を以てするようにしました。

さる国のさる子供達は、無鉄砲にも、年老いた親を瞬時に千々に切刻み、それを魔法使いの薬罐に投げ込んでおいて、後は自分達の毒草と呪文の力で父親の肉体は再生し、生命が再び新たに（＝リセット）されると期待しますが、右の賢明な偏見のお蔭で、我々は彼らを恐怖の眼で見るよう教えられているのです。

（『フランス革命の省察』、みすず書房、122 頁）

バーク曰く、

「誰にせよ、一体どうすれば、自分の国を白紙に過ぎないもの、好き勝手に何をその上に殴り書きしても構わないもの、と見做す程まで傲慢の調子を上げられるのか、私にはまったく理解も及びません。

・・・立派な愛国者や真の政治家ならば、如何にすれば自らの国に現存する素材で最善が得られるかを常に考えるものです。

保存しようとする気質と改善する能力とを合わせたものが、私にとって真の政治家の基準です。

それ以外のすべては考えることさえ低俗であり、実行されれば危険です。」

（『フランス革命の省察』、みすず書房、197 頁）

バーク曰く、

「…どんな権力の一部分でも保持している者はすべて、自分たちは信託を受けて行為しているのであり、その信託の下における自らの行為に関して、社会の偉大な支配者であり、創造者であり、創始者である神に対して責任を負っているのだという認識を強くかつ畏怖の念をもって心に銘記されている必要があります。

この原則は、単独の君主達よりもむしろ集団的に統治権を構成する民衆の心

の方に、遥かに強く銘記されている必要があります。

これらの単独の君主達は、媒介人なしには何もできません。

媒介人を使用する者なら誰でも、媒介人が助けになる人物であつたり、優れた人物であつたり、妨害する人物であつたりもすることが判るものです。

従つて彼らの権力は決して完全なものではありませんし、権力を極度に濫用した場合には身の安全も保障されません。

そのような人物達は、追従や驕りや自惚れによってどれほど高慢になつていたとしても、実定法によって庇護されているか否かに関わらず

---自分への信託を悪用した場合には、まったく直ちに何らかの仕方で、その説明をする義務がある---

という分別を必ず持ち合わせているものです。

彼らはたとえ民衆の反乱によって首を刎ねられないとしても、彼らは他のすべての反乱に対する安全確保のために雇われている近衛兵そのもの手によって首を絞められるかもしれないのです。

実際に我々は、報酬増加の見返りとしてフランスの国王が自分の兵士たちによって売り渡されるのを見てきました。

ところが、民衆の権威が絶対かつ無制限な場合には、権力の基礎が遥かにしっかりしているので、彼らは自分自身の権力に限りなく大きな信頼を寄せているのです。

彼らは高度に自分自身の使用人なのです。

民衆は（単独の君主達よりも）自分の目的に対してより近くに位置しています。

その上、民衆とは名声と評判に関する意識という（権力に対する）この世で最大の抑制力の一つに対しても責任感を持っているとは言い難いものなのです。

公衆として行為する場合に各個人に役割分担させられる悪評の取り分など極めて僅かなものにすぎず、（権力者各人に対して、その権力を抑制するための）評判という作用は、権力を悪用する者が多数であるほど反比例して減少するものです。

（権力者としての）民衆とは、自分自身の行為を自分自身で賞賛しさえすれば、それが自分達に好都合な公的評価だとうわべを繕えるのです。

すなわち、完全なデモクラシーとは世の中で最も破廉恥な政体であつて、破廉恥の極みであるが故に最も怖れを知らぬ政体でもあるのです。

ここでは、自分自身が（権力乱用の）処罰の対象となり得るのだと考える人間は誰もいません。

もちろん民衆全体が処罰されるようなことなど決してあつてはなりません。

なぜなら、あらゆる処罰は民衆全体を保護するための見せしめなのですから、如何なる人間の手によっても民衆全体が処罰の対象となるようなことは決してあってはならないからです。

従って民衆に、自分達の意志が

---君主達の意志についてもそうであるように---

正邪の判断基準であるなどと決して思わせてはならないのです。

このことは無限に重要な事柄なのです。

民衆には、自分自身が（処罰から）安全な場所にいながら、如何なる専断的な権力であれ、君主達同様、それを行行使する権利も資格も全くないのだ、ということを納得させなければなりません。

また、偽りの見せかけの自由の下に、実際には不自然で道理が転倒した支配を行ったり、政府の中で職務を行う人々に対して、民衆全体の利益に対する献身

---それを要求するのが民衆の権利なのですが---

を要求するのではなく、民衆の心に時折思い浮かぶ恣意に対する卑屈な服従を要求したりする権利も資格もないのだ、ということを納得させねばなりません。

もしもそのようなことを許すならば、それは民衆に対する奉仕者から、あらゆる道德原理や尊厳の意識や判断力の行使や品性の一貫性を失わせてしまいます。

また、一方の民衆の側も、まさに同じ過程を通じて、自分たち自身を、民衆追従者または宮廷胡麻播り人の卑屈な野心の為の、---格好お似合いであるが、甚だ見下げ果てた---餌食としてしまう羽目に陥るのです。

（『フランス革命の省察』、みすず書房、118～120 頁に対応）

5. まとめ

さて、本小論の冒頭の主題「デカダンスの時代とニヒリズムに対する根本的懐疑」については、バーク哲学の各論が概ね解答を与えていると考える。

バーク哲学の“真の幸福”とは何であったか、“道德的平等”が意味することは何であったか。

物質的富裕でもなく、名声も得られない多くの平凡な民衆（＝一般大衆）の生の価値はどこに見出すことができるのであったか。

壮大な抽象的観念である「愛国心」、「人類愛」の実践的基礎は、実は自分の身近で小さな一画の小集団に対する、愛情と尊敬の念から生ずる義務の具体的

実践の積み重ねからから始まるのであった。

さらには、物質的貧困だけが人間の不幸（苦悩）なのではなく、すべての人間が宗教的・精神的な慰めを欲しているという現実も忘れてはならない。

そうすれば、バーク哲学における美德と叡智の実践としての果実こそが、デカダンスやニヒリズムといった我々の精神に君臨する陰鬱な空虚を満たし得るものであると理解できるのではないだろうか。

そして、美德と叡智の具体的実践方法は、バーク哲学の諸原理として具体的に明示されているのである。

(完)

By エドマンド・バークを信奉する保守主義者（平成 24 年 9 月 15 日）